



所 管	建設部リニア都市計画局建築住宅課		
担 当	岩谷	問い合わせ	0573-26-6839

報 道 機 関 各 位

## 建築物耐震化事業の拡充について

市では平成14年度から旧基準建築物を対象とした耐震化事業を推進していますが、さらに耐震化率を向上させるため、市住宅耐震検討委員会での検討結果に基づき、既存の補助制度を拡充することとしました。そのための事業費を令和7年度当初予算に計上しますので、お知らせします。

### 記

#### 1. 新規または、拡充となる事業

- (1) 木造住宅耐震改修工事費補助金の拡充
  - ・補助金の上限を、1,400千円から1,575千円に引き上げ
- (2) 旧耐震住宅除却補助金の新設
  - ・旧基準で建築され耐震性のない住宅の解体工事に対する補助
  - ・補助率23%、上限838千円（国11.5%、県及び市11.5%）
- (3) 安価な耐震化工法の普及促進
  - ・事業者向けの安価な耐震化工法の講習会の開催
- (4) リフォームローン利子補給金の新設（商工課）
  - ・耐震改修工事と合わせてリフォーム工事を行い、金融機関の融資を受け  
る場合、一年分の利子に対する補給金を交付する制度

#### 2. 事業内容

- |                     |     |         |
|---------------------|-----|---------|
| (1) 木造住宅無料耐震診断事業    | 30棟 | 2,475千円 |
| (2) 建築物耐震診断費補助事業    | 1棟  | 2,000千円 |
| (3) 木造住宅耐震改修工事費補助事業 | 6棟  | 9,450千円 |
| (4) 木造住宅除却工事費補助事業   | 3棟  | 2,514千円 |

#### 3. 令和7年度当初予算

- |    |                      |
|----|----------------------|
| 歳入 | 10,740千円（国及び県補助金）    |
|    | 6,200千円（一般財源）        |
| 歳出 | 16,940千円（建築物耐震促進事業費） |